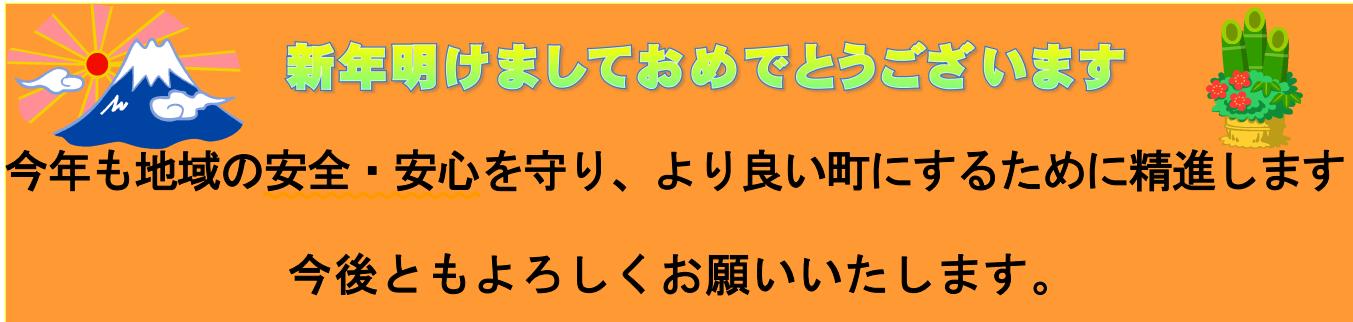


# 1月 若木交番だより

発行  
小山警察署若木交番  
電話 0285-25-0570



今年も地域の安全・安心を守り、より良い町にするために精進します

今後ともよろしくお願ひいたします。

## 「自転車安全利用五則」

- 車道が原則、左側を通行
- 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

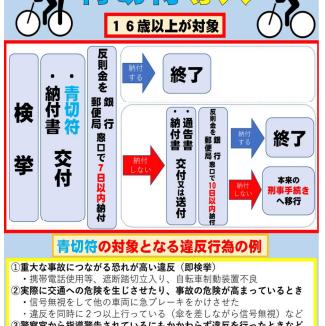


～自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底～

- 「自転車とヘルメットはワンセット」です。ヘルメットの着用で交通事故時の被害が軽減しますので、自転車等利用時にはヘルメットの着用を徹底しましょう。
- 令和6年11月に道路交通法の一部が改正され、自転車運転中の「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」に対する罰則が整備されました。

さらに、令和8年4月には自転車の一定の交通違反への交通反則通告制度が導入されます。「自転車安全利用五則」等の基本的な交通ルール遵守し、適正な利用をしましょう。

## 自転車違反 2026年4月1日 青切符導入

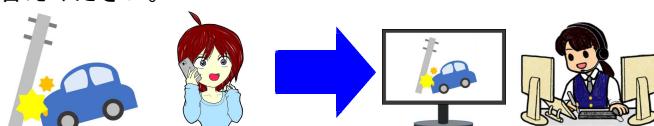


## 110番通報の適切な利用について

### ◎110番通報のポイント

- 何がありましたか
- 発生時間はいつですか
- 発生場所はどこですか
- 犯人等の特徴は分かりますか
- 状況を教えてください
- あなたのお名前は

警察官が必要なことを質問いたしますので落ち着いてお答えください。



### ◎携帯電話から110番通報をする場合の注意点

- 現場を離れないでください
- 移動しながら通報しないでください
- 隣県の警察に繋がる場合がありますが、電話を切らないでください
- 通話後も電源を切らないでください

また、緊急を要さない相談、情報提供などは、「# 9110」(シャープ 9110)のご利用をお願いします。警察本部県民相談室につながり、担当者が対応いたします。

